**平成２２年（フ）第３６９号**
山口県下関市長府新松原町３番３号
債務者　中村　静江
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第１７１号**
福岡県飯塚市鯰田1479番地
債務者　高鍋　正剛
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第１７２号**
福岡県飯塚市大分1445番地22　ラ・フォール大分５号
債務者　池本　貴子（旧姓桑野）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２１年（フ）第１５０２号**
東京都中野区江原町１丁目17―５メゾンエバラダイ101号
債務者　渡邉　健三
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１１０３号**
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目３番12―403号
債務者　祐徳　美鈴（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１２４３号**
北九州市若松区童子丸２丁目16―29
債務者　右田　公晴
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１２４４号**
北九州市小倉北区下富野５丁目21番36号（二宮荘13）
債務者　久保アヤコ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１２４６号**
北九州市八幡西区永犬丸南町３丁目２番19号
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１６８号**
福岡県田川郡福智町市場796番地１
債務者　濱窪　信和
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２２年（フ）第６２１号**
大分県別府市亀川四の湯町８番８号
債務者　河野　　学
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第４２７号**
宮崎市清武町今泉甲92番地２　第６メゾン大栄203号、前住所宮崎市清武町今泉甲92番地２　第６メゾン大栄101号
債務者　原田　俊一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４７２号**
宮崎市大塚台西１丁目39番地１　県住105―23
債務者　加賀見圭子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第５０６号**
宮崎市佐土原町下那珂4518番地３　市営住宅小牧台50―９棟44号
債務者　山鹿あすか（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２２９号**
宮崎県都城市山田町山田4310番地　市住２―56―103、住民票上の住所宮崎県都城市山田町山田4310番地
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第２３７号**
宮崎県都城市横市町5791番地６
債務者　福野まゆみ
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２２年（フ）第６７４号**
鹿児島県鹿児島市小山田町7331番地２
債務者　比良美千代
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２２年（フ）第６８０号**
鹿児島県鹿児島市城西１丁目９番７号
債務者　八田　光展
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係